

特定健診実施率向上に向けた情報発信用キャッチコピー等制作業務委託に係るプロポーザル審査要領

1 趣旨

特定健診実施率向上に向けた情報発信用キャッチコピー等制作業務委託（令和8年8月3日公示）における仕様書に記載されている目的を達成するために、最適な業者を選定すべく必要な事項を定める。

2 審査

審査は参加者から提出された提案書等によるプレゼンテーションにより行うこととし、審査の評価は、別表「評価基準」により各審査員が評点をつけるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき
- (3) 提案書の内容が、収支等命令者の示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- (4) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- (5) 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該手続きに関する条件に違反したとき

3 審査会

審査会は次の審査員により構成し、審査会長は国民健康保険課長（不在の場合は、副課長）が務める。

＜審査員＞

国民健康保険課	課長
国民健康保険課	副課長
国民健康保険課	国保医療担当係長
市町特定健診担当課	担当者2名

4 書類審査

- (1) 審査会長は、応募者多数と判断したときは、審査員のうち3名以上に書類審査をさせ、評価点が低い者のプレゼンテーション審査を省略することができる。
- (2) 審査の評価は、別紙「評価基準」により各審査員が評点をつけるものとする。

5 プレゼンテーション審査

全ての審査員により4(2)に準じて審査を実施する。

6 最優秀提案者の決定

- (1) 審査会長は、各審査員の意見を踏まえ、プレゼンテーション審査において最も評価点の高い者（複数ある場合は、実施体制等の評価に対する評価点が高い者）を最優秀提案者として決定する。ただし、その者が最低基準点（各審査員の評価の総計の合計点の6割）に達しない場合は決定を行わない。
- (2) 最優秀提案者が契約締結に至らない、又は参加資格を満たさなくなった場合は、次順位者を「最も評価点の高い者」とみなし、(1)に準じて新たに最優秀提案者を決定する。